

北海道職員表彰規程

（趣旨）

第1条 北海道職員で顕著な功績又は模範として推奨するに値する業績若しくは善行のあったものに対して、この訓令の定めるところにより表彰する。

（表彰の事由）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1）職務に関し有益な研究を遂げ、又は有益な発明発見をした者
- （2）職務に関し、抜群の努力をし、又は特に他の模範とするに足るべき行為があり、道政の推進又は道民福祉の向上についてその成績が特に顕著な者又は顕著な者
- （3）担当業務に熟達し、献身的努力をもって職務に精励すること多年にわたる者
- （4）職務の内外を問わず善行のあった者
- （5）文化芸術、スポーツ等の分野において特に顕著な成績を収めるなど、当該分野の普及及び発展に大きく寄与した者

（表彰を行う者）

第3条 表彰は、知事が職員賞罰及び賠償審査委員会の審査を経て行う。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、毎年7月1日に行う。ただし、特別の事情があるときは、随時に行うことができる。

（追彰）

第6条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、生前の日付に遡って表彰し、第4条の表彰状は、その遺族に授与する。

（表彰上申の手続）

第7条 所属長は、第2条各号のいずれかに該当する者があるときは、毎年5月31日まで（随時に行うものについては、その都度）に知事に具申しなければならない。この場合において、同条第1号、第4号又は第5号に該当する者に係る具申にあつては別記第1号様式の上申書に別記第2号様式の調書を添えて提出することにより、同条第2号又は第3号に該当する者に係る具申にあつては別記第1号様式の上申書を提出することにより、それぞれ行わなければならない。

（公表）

第8条 被表彰者の氏名及び事績概要は、その都度公表する。

附 則

- 1 北海道職員就業規則（昭和24年北海道訓令第83号）の一部を、次のように改正する。
（次のよう略）
- 2 北海道職員表彰取扱規程（昭和25年北海道訓令第5号）、北海道会計事務職員表彰取扱規程（昭和25年北海道訓令第78号）及び北海道職員表彰審査委員会規程（昭和25年北海道訓令第6号）は、廃止する。

附 則（昭和36年3月31日訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。（後略）
- 2 この訓令による改正前のこの訓令の各条により改正されることとなる訓令（以下「当該訓令」という。）に基づく証明書等でこの訓令施行の際現に効力を有するものは、この訓令による改正後の当該訓令に基づく証明書等とみなす。
- 3 この訓令施行の際、現に使用中の北海道公印規程に基づく職印及び庁印は、その改刻をするまでの間は、第3条の規定による改正後の北海道公印規程別表第1に定めるひな形にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 4 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の当該訓令に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この訓令による改正後の当該訓令の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（昭和41年4月1日訓令第8号抄）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
附 則（昭和41年9月24日訓令第26号抄）
- 1 この訓令は、昭和41年9月24日から施行する。
附 則（昭和63年12月27日訓令第20号）
- 1 この訓令は、昭和63年12月27日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の様式による証明書等は、この訓令による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。
附 則（平成元年3月31日訓令第4号）
この訓令は、平成元年3月31日から施行する。
附 則（平成21年9月8日訓令第9号抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。
附 則（平成22年3月24日訓令第3号抄）
- 1 この訓令は、平成22年3月24日から施行する。
附 則（平成26年3月25日訓令第1号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成31年4月12日訓令第4号）
この訓令は、平成31年4月12日から施行する。
附 則（令和3年4月27日訓令第5号）
この訓令は、令和3年4月27日から施行する。